

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1 1 2 7 号

令和 7 年 1 月 22 日

水 曜 日

目 次

告 示

- 四日市港管理組合が管理する国際埠頭施設及び水域における制限区域の（港営課） 2
一部を改正する告示

告 示

四日市港管理組合告示第 2 号

四日市港管理組合が管理する国際埠頭施設及び水域における制限区域（平成 16 年四日市港管理組合告示第 17 号）の一部を次のとおり改正し、公布の日から適用します。

令和 7 年 1 月 22 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
2 水域における制限区域 次の国際埠頭施設に係留している国際航海船舶（法第 2 条第 1 項に規定する船舶をいう。）から 30m 以内の泊地 (1)～(34) (略) (35) <u>TANISEIA-2 栈橋</u> (36)～(38) (略)	2 水域における制限区域 次の国際埠頭施設に係留している国際航海船舶（法第 2 条第 1 項に規定する船舶をいう。）から 30m 以内の泊地 (1)～(34) (略) (35) <u>谷精 A-2 栈橋</u> (36)～(38) (略)

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
